

第33回 肝炎対策推進協議会

令和6年10月11日

資料4-1

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和4年度と比較して、令和5年度の助成件数は増加
- 令和4年度、令和5年度の助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成

(件)

年月	H30	R元	R2	R3	R4	R5年度												
	年度	年度	年度	年度	年度	R5計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	566	553	51	40	48	42	48	47	42	52	38	59	39	47
認定更新	0	48	107	145	503	537	25	53	46	66	57	57	36	49	36	42	31	39
助成件数	170	859	971	3,366	4,241	4,406	349	356	383	404	404	390	394	360	356	336	331	343
うち外来の助成件数				1,778	2,521	2,546	190	209	215	235	228	223	231	215	219	200	186	195

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則1年。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

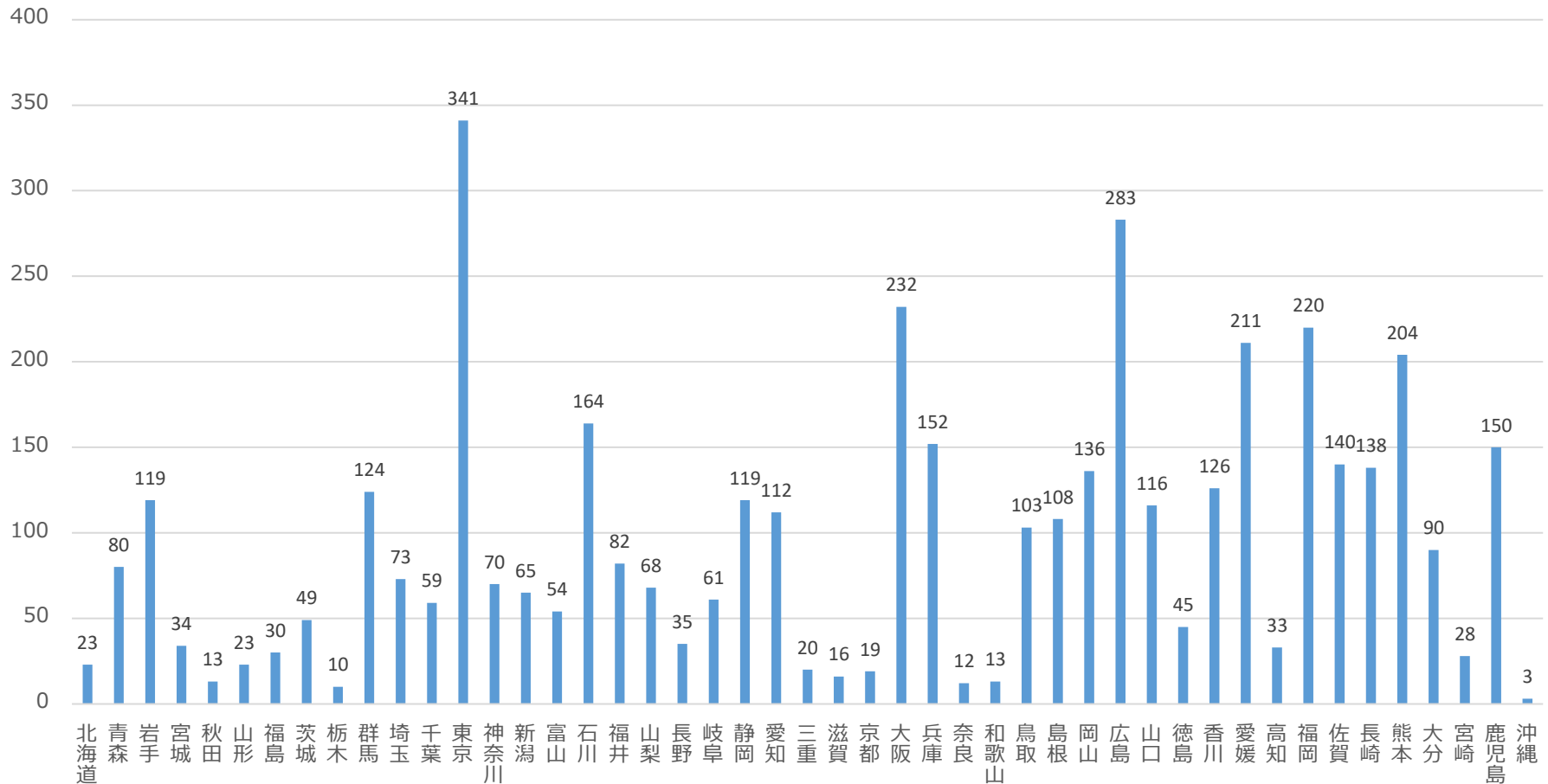
※実績値は変動する可能性がある。

- ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
- ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

都道府県別の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (令和5年度)

	令和5年度
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による延べ助成件数(件)	4,406

令和5年度肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成件数 (R6.9.1現在)



※都道府県からの実績報告を基に、令和6年9月1日現在で集計。患者から都道府県への償還請求の時期等により実績値は変動する可能性がある。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（令和6年度～）の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II	75歳以上 1割又は2割	8,000円	24,600円
住民税非課税 I			15,000円

※1：多数回該当44,400円
(12月以内に4回目以上)

※2：多数回該当24,600円

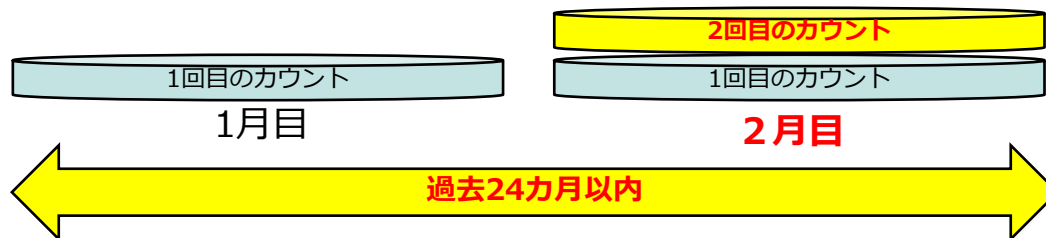
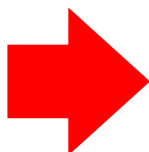
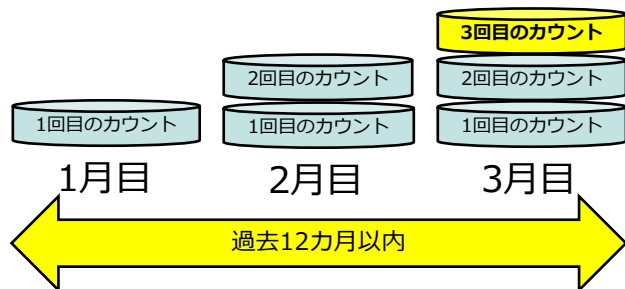
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
未まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が過去12ヶ月で3月目

⇒過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円



令和6年度からの肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業見直し等のポイント (助成要件の緩和、事業の利用促進)

助成要件の見直しと期待される効果

見直しの内容

- 入院・外来ともに、過去24ヶ月で高額療養費限度額を超えた2月目から助成対象とする。

見直しにより期待される効果

○ 対象範囲の拡大による患者の負担軽減

高額療養費限度額を超えた2月目から助成対象にすることで、その後、一般的には再発を繰り返し長期にわたり治療を要する肝がん患者の経済的な負担の軽減が図られる。

(肝がんの場合、治療開始時は年に1月～2月、その後は年に数か月もの治療を要することが多くなり、患者は長期にわたり療養が必要となる。見直しにより、より治療開始初期の段階から事業の利用が可能となる)。

○ 制度利用の促進と医療機関の負担軽減

高額療養費限度額が1月を超えた時点で、医療機関は対象患者に対し制度の案内を行い、患者は申請を行うことが可能になる。このことで制度が簡素化し、医療機関において患者への制度案内や患者の抽出がしやすくなり、制度利用の促進が図られる。また、これまで制度の対象であったにもかかわらず、制度が複雑などの理由で利用しなかった患者の掘り起こしも図られる。

事業の利用促進

- 肝疾患連携拠点病院等において、**肝がん・重度肝硬変治療研究促進**事業の利用促進に係る事業を実施し、その成果等を横展開することで、医療機関・患者のフォローを強化する。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化 (令和6年～)

目的・概要

肝疾患連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果等を広く横展開することで、制度の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

取組（例）

- ・普及啓発資材の作成
院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。
薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。
- ・研修会等の実施
院内の連携強化に係る研修会等の実施。
肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。
- ・院内連携体制の強化
院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化。

ポスター・リーフレット

厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

肝がん・重度肝硬変の方 医療費の助成対象かもしれません

治療2月目から入院^{※1}も通院^{※1}も自己負担月1万円へ

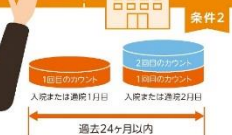
1月あたり 最大47,600円の医療費の助成が受けられます!^{※2}

条件1

B型・C型肝炎ウイルス
が原因の「肝がん」や「重度肝硬変」
の治療を受けている

1月基準額を超えた
段階で申請できます

条件2



条件3

参加者証の取得

指定医療機関にて「臨床調査個人票」を記入してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

■入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。

過去2年間(24ヶ月)で、1月あたりの医療費[※]の窓口負担が
**高額療養費の
基準額を超える月が
2月以上ある場合**

※対象となる医療費による治療日の医療費に限ります。

条件4

年収約370万円以下

令和6年4月1日より申請しやすくなりました。/

条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくはお住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。



B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細

「参加者証」の申請に必要な書類一覧

必要書類	年齢		
	75歳未満	75歳以上 79歳未満	79歳以上
① 参加者証記入票の写し	●	●	●
② 申請書(本人または家族が作成)に 医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
③ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
④ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑤ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑥ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑦ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑧ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑨ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑩ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑪ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑫ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑬ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑭ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑮ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑯ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑰ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑱ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑲ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
⑳ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉑ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉒ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉓ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉔ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉕ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉖ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉗ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉘ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉙ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉚ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉛ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉜ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉝ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉞ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㉟ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊱ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊲ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊳ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊴ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊵ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊶ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊷ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊸ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊹ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊺ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊻ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊼ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊽ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊾ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●
㊿ 申請書(本人または家族が作成)に 指定医療機関の医師(診療科目)の写し	●	●	●

給付方法

- ① 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ② 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ③ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ④ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑤ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑥ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑦ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑧ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑨ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑩ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑪ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑫ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑬ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑭ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑮ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑯ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑰ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑱ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑲ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ⑳ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉑ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉒ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉓ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉔ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉕ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉖ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉗ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉘ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉙ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉚ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉛ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉜ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉝ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉞ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㉟ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊱ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊲ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊳ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊴ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊵ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊶ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊷ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊸ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊹ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊺ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊻ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊼ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊽ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊾ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- ㊿ 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し

よくあるご質問

- Q どのくらい年間で最大で受けられる医療費の助成額がわかるのでしょうか?
- Q 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- Q 医療費助成額、高額療養費削減額
の合計が収入から差し引かれるのでしょうか?
- Q 年間の収入が370万円以下の場合、
どのように算定すればよいのでしょうか?
- Q 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し
- Q 申請書(本人または家族が作成)に
指定医療機関の医師(診療科目)の写し

